

〔旧〕 地方議会議員互助年金法（抄）

（注・この法律は、地方公務員等共済組合法の施行に伴い廃止されたものであるが、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二条の規定により、下記条文だけは引き続き効力を有することとなるものである。）

附 則

（この法律の施行前における在職期間の取扱い及び互助年金の年額）

- 2 昭和二十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間は、この法律に規定する互助年金の基礎となるべき在職期間とし、この法律の規定を適用する。
- 3 前項の規定によりこの法律の施行前における在職期間がこの法律に規定する互助年金の基礎となる場合における互助年金の年額は、当該在職期間につき規約で定めるところにより算定した額を減額した額とする。